

(別添)

令和8年度鳥取県緊急銃猟実施者育成研修開催業務仕様書

本仕様書は、鳥取県（以下「甲」という。）が委託する令和8年度鳥取県緊急銃猟実施者育成研修開催業務（以下「本業務」という。）の受注者（以下「乙」という。）が実施する業務について必要な事項を定めるものである。

1 目的

令和7年9月1日に日常生活圏にクマなどの危険鳥獣が侵入した際に銃猟を実施できる緊急銃猟制度が創設された。緊急銃猟は安全確保の措置などを条件に、市町村が判断・実施するものであるが、ハンターのほとんどが市街地等での銃猟は経験がなく、この制度の安全で的確な実施に向けて、緊急銃猟実施ハンターの人材育成・確保が必要である。

このため、緊急銃猟制度や緊急銃猟の実施に必要な知識の習得や対応力の向上を目的とした研修会を開催し、緊急銃猟が実施できる人材を育成する。

2 業務期間

契約締結日から令和8年7月31日（金）まで

3 受講生の定員・要件等

- (1) 募集人数：150名程度（東中西部の各会場毎に50名程度）
- (2) 参加資格：以下の要件をすべて満たす者、市町村の緊急銃猟担当職員及び警察官
ア 鳥取県内に居住している者
イ 狩猟免許（第一種銃猟）を所有し鉄砲刀剣類所持等取締法に基づく鉄砲所持許可を得て銃器を所持している者
- (3) 受講料：無料
- (4) 開催時期及び会場：

地区	開催日時	会場
東部	令和8年6月18日（木）10時から16時	鳥取県庁 講堂
中部	令和8年6月16日（火）10時から16時	中部総合事務所 講堂
西部	令和8年6月17日（水）10時から16時	西部総合事務所 講堂

(5) カリキュラム案

講習・実習テーマ	講習・実習内容
緊急銃猟制度の解説 （所要時間：1時間）	・緊急銃猟制度の概要、実施者の要件、実施までの流れ、関係者との連携など
緊急銃猟を実施するうえでの留意点及び平時からの準備 （所要時間：1時間）	・緊急銃猟の捕獲者として求められる射撃技能 ・緊急銃猟に用いる銃器や照準器 ・関係者間のコミュニケーション方法 ・銃器の安全管理
緊急銃猟の実例紹介（30分）	・他県での実施事例から対応を学ぶ
緊急銃猟を想定した図上演習 （所要時間：2時間）	・緊急銃猟実施計画策定演習（捕獲者の配置、射線方向、使用する銃器の選定、発砲可否の判断） ・市街地における銃器による捕獲の事例共有
習熟度確認テスト及び解説 （所要時間：30分）	・緊急銃猟制度に対する理解度を確認するためのテストを実施

4 業務の内容

(1) 研修計画（カリキュラム）の作成

上記3（5）カリキュラム案を参考に研修計画（カリキュラム）を作成する。本研修は座学（グループディスカッションなどを含む。）で構成し、実習は行わない。

なお、全国での事案の発生状況を踏まえ研修計画（カリキュラム）の変更を求める場合がある。

(2) 会場等の確保

講習に必要な機材等の手配、当日の会場等の準備は乙が行う。ただし、県有施設に付属する機材等の使用が可能な場合は、甲において手配することを妨げない。

(3) 受講生の募集・決定

募集要領、受講申込書、募集チラシを作成し、甲の承認を受けた上で、受講生の募集、問合せ対応、申込の受付を行う。（募集要領への記載事項：事業目的、定員、受講生の要件、受講料、研修日時・場所、研修内容、申込期間、申込方法、受講生の決定方法等）

甲は、県公式ホームページへの掲載、市町村、狩猟団体、報道機関への資料提供等により受講生募集の周知を行う。

参加申し込み方法は、市町村が地域の参加者を取りまとめてグループを組んで申し込む「地区申し込み」と、3（2）に規定する参加資格のある者が個別に申し込む「個別申し込み」の2通りとする、

乙は、申込期間終了後、甲と協議の上受講生を決定する。なお、定員を超える応募があった場合は地区申し込みを優先する。

また、乙は応募者全員に受講の可否を通知する。

(4) 研修資料の作成

乙は、研修内容に対応した資料を作成する。

なお、既存の資料や素材を使用してよいが、著作権者に業務における使用の許可を得たものを使用すること。

(5) 受講生への連絡

研修に係る受講生への必要な連絡等は乙が適宜行う。

(6) 研修の実施

作成した資料、資材等を使用して、研修を開催する。

外部の者に講師を依頼する場合は、事前に甲の承認を得ること。なお、外部講師への謝礼、旅費等の経費は乙が負担すること。

(7) 受講生へのアンケート調査等

研修会の運営改善や研修内容見直しの検討材料とするため、各研修終了後に受講生に対してアンケート調査を実施し、結果を整理・分析する。

5 県内関係団体との連携

本業務の実施に当たっては、一般社団法人鳥取県猟友会及びその会員との連携・協力を図ること。

6 成果品

本業務完了後30日以内に以下の成果物を甲に提出し検査を受けること。

- (1) 緊急銃猟実施者育成研修運営関係書類（募集要領、募集チラシ、申込書等）
- (2) 緊急銃猟実施者育成研修資料
- (3) 緊急銃猟実施者育成研修実施記録（研修の実施状況がわかる写真等）
- (4) 受講生アンケート調査のとりまとめ結果

7 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議して決定することとする。